

伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成事業補助金交付実施要領

（目的）

第1条 この要領は、飲食業の来店者の増加に繋がる改装工事若しくは環境整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- （1）伊達市内に於いて現に営業し、かつ伊達商工会議所会員である飲食店（日本標準産業分類にいう飲食店（ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）をいう。）の店舗を所有又は使用しているものであること。
- （2）市税を滞納していない者であること。
- （3）伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1号から4号までに掲げる者に該当しない者であること。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、来店者の利用促進に供する工事及び設備の設置とし、伊達商工会議所会員である市内の施工業者を利用した、概ね次の各号いずれかに該当するものとする。

- （1）入口や店内の段差解消等バリアフリー化環境の改善
- （2）和式から洋式への変更等トイレ環境の改善
- （3）畳席から椅子席への変更等高齢者環境の改善
- （4）エアコンの導入や入替等店内環境の改善
- （5）IT設備を活用した顧客サービスの改善
- （6）その他来店者の利用促進と認められる改善

2 次に該当する事業は対象事業から除く。

- （1）補助金の交付決定前に着手した事業

（補助対象経費）

第4条 前条第1項第1号から第6号に掲げる事業に要する経費とする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助対象経費（税抜き金額）の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限額は50万円とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を会頭に提出するものとする。

- (1) 伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 見積書の写し
- (3) 工事前及び設備設置前の写真
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) その他会頭が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 会頭は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会頭に提出するものとする。

- (1) 伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成金実績報告書(様式第4号)
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書または振込みをしたことがわかる書類の写し
- (4) 工事後及び設備設置後の写真
- (5) 伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成金交付請求書(様式第5号)
- (6) 通帳の写し
- (7) その他会頭が必要と認める書類

(補助金確定及び交付)

第9条 会頭は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を精査し、伊達商工会議所飲食業店舗改装等助成金額確定通知書(様式第6号)により通知し、助成金を交付するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第10条 会頭は、補助事業者が補助金を他の用途に使用する等不正が明らかになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、補助金額の確定後においても同様とする。

(補助金の返還)

第11条 会頭は、補助金交付の決定を取り消した場合において、既に補助金等が交付され

ているときは、返還を命ずることができる。

(特例の適用)

第12条 この要領の特例の適用については、別途定めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会頭が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。